# インフルエンザ予防接種を受ける方へ

~予防接種に欠かせない情報です。必ずお読みください。~

この説明書をお読みいただき、「川崎市高齢者インフルエンザ予防接種予診票」をご記入の上、医師の 診察を受けてください。もし、普段と変わったことがあった場合には、医師にご相談ください。

## 1 インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどをすることにより、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことなどによって感染します。典型的なインフルエンザの症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などで、のどの痛み、咳、鼻水などの症状もみられます。普通のかぜに比べて全身症状が強く、気管支炎や肺炎などを併発し、重症化することが多いのもインフルエンザの特徴です。

# 2 インフルエンザ予防接種の有効性

インフルエンザ予防接種は、インフルエンザ感染や発症そのものを完全には防御できませんが、重症化や合併症の発生を予防する効果が証明されています。高齢者に対してワクチンを接種すると、接種しなかった場合に比べて、死亡の危険を1/5に、入院の危険を約 $1/3\sim1/2$ にまで減少させることが期待できます。

予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5か月とされています。より効率的に有効性を高めるためには、毎年インフルエンザが流行する前の12月中旬までに接種を受けておくことが必要です。

# 3 インフルエンザ予防接種を受けるにあたって

予防接種法に基づく高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種は、法律上の義務はなく、本人が接種を希望する場合にのみ接種を受けることができます。

予診票には「高齢者インフルエンザ予防接種希望書」の欄があり、本人の署名が必要です (代筆可)。接種を受ける本人の正確な意思確認が難しい場合には、家族等により本人の接種意思の有無を慎重に確認し、予防接種の実施について決定する必要があります。

最終的に本人の接種意思の確認ができなかった場合は、予防接種法に基づく接種とならないため、助成対象にはなりません。

## 4 次の方は接種を受けることができません

- ① 明らかに発熱している方(37.5℃以上)
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ このワクチンの成分によってアナフィラキシーを起こしたことが明らかな方(卵などでアナフィラキシーショックを起こしたことのある方も受けることができません)
- ④ インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギー を疑う症状がみられた方
- ⑤ その他、医師が予防接種を行うことについて不適当な状態と判断した場合 ※ 医師が必要と認めた場合はコロナワクチンとの同時接種や同日接種も可能です。

# 5 次の方は接種前に医師にご相談ください

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患のある方
- ② 過去にひきつけ(けいれん)を起こしたことがある方
- ③ 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- ④ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する方
- ⑤ このワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方

# 6 接種後は以下の点に注意してください

#### (1) 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがありますので、医師(医療機関)とすぐに連絡が取れるようにしておきましょう。
- ② インフルエンザワクチンの副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ③ 接種当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ④ 接種当日は、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- ⑤ 接種後に発熱したり、接種した部位が腫れたり、赤くなったりすることがありますが、一般に症状は軽く、通常、数日中に消失します。

#### (2)副反応が起こった場合

予防接種の後、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に他の病気がたまた ま重なって現れることがあります。

予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、高熱などの症状が現れたら、医師(医療機関)の診察を受けましょう。

その他、わからないことや気になる症状が発生した場合は、医師 (医療機関) 又は川崎市健康福祉 局保健医療政策部予防接種担当にお問合せください。

## 7 予防接種健康被害救済制度

予防接種法に基づくインフルエンザの予防接種により健康被害が発生した場合は、法による救済措置があります。救済措置は、健康被害を受けた本人等が健康被害救済の申請を行い、厚生労働大臣が認定した場合に受けることができます。

気になる症状が発生した場合は、医師(医療機関)又は川崎市健康福祉局保健医療政策部予防接種担当 にご相談ください。

# 8 問合せ先

川崎市予防接種コールセンター (高齢者の肺炎球菌・高齢者のインフルエンザ専用番号) 受付時間 8時30分から17時15分 月~金(祝日・年末年始除く)

電 話 044-200-0144 / FAX 044-200-1065